

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考       |
|-----|-----|---|------|----------|
| 1   | その他 | <p>柏崎刈羽原子力発電所の保安検査において、2、3、7号機における保守管理の実施状況について検査を受けたところ、点検周期逸脱事例が確認され、原子力安全・保安院から各発電所について、同様な事象がないかの確認を指示。</p> <p>当所において調査した結果、点検周期を超過している機器が33機器あることがわかり、同機器について速やかに点検を実施したこと、健全性確認を実施し、準備が整い次第速やかに点検を実施していること、もしくは技術評価を行い次回定検まで運転を継続できることを確認していることから、安全上の問題がないことを確認。</p> <p>平成23年3月2日、同院より本事案が当社の各原子力発電所原子炉施設保安規定に違反していると判断され、根本的な原因究明及び再発防止対策の策定を求める指示文書を受領したため、対応検討後、改めて同院へ報告する。</p> | G I  | 3月2日公表済み |

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード  | 備考 |
|-----|-----|--|-------|----|
| 1   | 1号機 | 原子炉建屋大物搬入口における物品搬出の事前測定にて、搬出物品許容汚染密度（4 Bq/cm <sup>2</sup> 未満）を超過する物品が認められたため、当該物品を回収及び汚染箇所の除染を実施し、後日搬出 | G III |    |
| 2   | 2号機 | 復水脱塩装置制御盤監視用カメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理   | G III |    |
| 3   | 2号機 | タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）油タンク器内圧力指示計用検出配管の継手部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理  | G III |    |
| 4   | 2号機 | 潤滑油ドレンポンプ用グランド受け部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理  | G III |    |
| 5   | 3号機 | 高経年化技術評価書に記載されている同軸コネクタの図面及び絶縁体の材質に誤記が認められたため、対応検討   | G II  |    |
| 6   | 3号機 | 1～4号機共用所内ボイラ設備循環ポンプ（A）クーラーの冷却水配管接続部に、水のにじみが認められたため、当該配管接続部を点検・修理                                       | G III |    |
| 7   | 3号機 | 1～4号機共用所内ボイラ設備循環ポンプ（A）出口配管に、水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理   | G III |    |
| 8   | 4号機 | 原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）車室水平面の点検において、同車室上半と下半の合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理   | G III |    |
| 9   | 4号機 | 原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）低圧蒸気加減弁チェスト水平面の点検において、合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理   | G III |    |
| 10  | 4号機 | 主低圧タービン（A）外部車室水平面の点検において、車室上半と下半の合わせ面に隙間が認められたため、当該部を修理  | G III |    |
| 11  | 4号機 | 主低圧タービン（B）ノズルダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理   | G III |    |

| No. | 号機等    | 不適合件名   | グレード  | 備考 |
|-----|--------|---|-------|----|
| 12  | 4号機    | 主低圧タービン（A）ノズルダイヤフラム（下半）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理                              | G III |    |
| 13  | 4号機    | 加熱蒸気系起動用空気抽出器蒸気元弁の点検において、ボルト・ナットに腐食による減肉及び固着が認められたため、当該部を修理                         | G III |    |
| 14  | 4号機    | 主タービン本体軸受メタル（No. 8）の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理                                  | G III |    |
| 15  | 4号機    | 原子炉建屋換気空調系燃料プール空調ダクトのドレン弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理                               | G III |    |
| 16  | 4号機    | 主高圧タービン車室主蒸気配管の点検において、同配管接続フランジ締付ボルト（1本）にかじりによる固着が認められたため、当該ボルトを交換                  | G III |    |
| 17  | 5号機    | 原子炉建屋通常換気系の空調全停作業時の点検において、原子炉建屋の建屋間差圧発信器に計器精度外れが認められたため、当該差圧発信器を点検・修理               | G III |    |
| 18  | 5号機    | 主復水器車室（C-1、C-2）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブが認められたため、当該チューブに閉止栓を取付け                  | G III |    |
| 19  | 5号機    | 第24保全サイクル定期事業者検査計画書の検査立会項目表に記載されている「主要弁検査（T1）」について、検査が必要にも係わらず、誤って「検査無」としていたため、対応検討 | G II  |    |
| 20  | 6号機    | 所内ボイラ（A）の給水流量調整弁のグラウンド部において、グラウンドリーク水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理                         | G III |    |
| 21  | 集中環境施設 | 取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（A）の点検において、シャフトねじ山及びシャフトスリーブ端面に腐食が認められたため、当該部を修理                     | G III |    |
| 22  | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）パイロットバーナーの点検において、点火電極（2本中、1本）に折損が認められたため、当該電極を点検・修理                  | G III |    |
| 23  | 集中環境施設 | 可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）1次セラミックフィルタの点検において、バーナー（B-D）に着火不良が認められたため、当該バーナーを点検・修理               | G III |    |
| 24  | その他    | 1～4号機保全計画書に記載されている屋外電動機の点検周期と社内マニュアルに記載されている点検周期に相違が認められたため、対応検討                    | G II  |    |